

第3章 関係機関相互の連携

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と県との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国の対策本部等との連携

(1) 国の対策本部との連携

県は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、国の現地対策本部及び関係地方公共団体の国民保護対策本部等による「武力攻撃事態等合同対策協議会」が開催された場合は、職員を出席させ、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力する。

(3) 市町等の現地調整所との連携

県は、市町等により現地調整所が設置された場合は、必要に応じて、関係職員を参画させ、または、県対策本部等から職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動内容の調整を行う。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、県は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 市町からの措置要請

県は、市町から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請等

- ① 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する（国民保護等派遣）。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容（※）

エ その他参考となるべき事項

（※）想定される自衛隊の国民保護措置の内容

- ① 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ② 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ③ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ④ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

- ② 知事は、市町長から、当該市町の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

- ③ 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託

(1) 都道府県間の応援

- ① 必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。
- ② 他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対

策本部に連絡を行う。ただし、県公安委員会が、警察法第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

- ③ 応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

(2) 事務の一部の委託

- ① 国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項
- ② 他の都道府県に対する事務の委託を行った場合、県は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。
- また、事務の委託を行った場合は、知事はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に必要な要請を行う。この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) (1) の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、(1) の職員の派遣について、あつせんを求める。
- (3) 県は、市町から、当該市町の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、

適任と認める職員を派遣する。

- (4) 県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあつせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。
- (5) 知事は、市町から職員の派遣についてのあつせんの求めがあったときは、派遣が必要となる職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、必要に応じ、あつせんを行う。

7 県の行う応援等

(1) 他の都道府県に対して行う応援等

- ① 他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

(2) 市町に対して行う応援等

- ① 市町から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 市町がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。
- ③ 市町長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行うよう市町に対して働きかける。

(2) ボランティア活動への支援等

ボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保するとともに、県地域防災計画の「ボランティアの受入等に関する計画」に準じて、県内外からのボランティアの受入体制を確保し、県、市町などが円滑にボランティアの支援を受けられるよう総合調整を行うとともに、ボランティア活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

武力攻撃災害時には、国内、国外から多くの善意の救援物資が送られてくることが予想されるため、県地域防災計画の「救援物資、義援金の受入及び配分に関する計画」の規定に準じて、受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。

県が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

9 住民への協力要請

国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の通知等

(1) 警報の通知

① 知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、その内容を市町長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係地方機関、その他の関係機関に通知する。

② 知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

③ 知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することにかんがみ、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

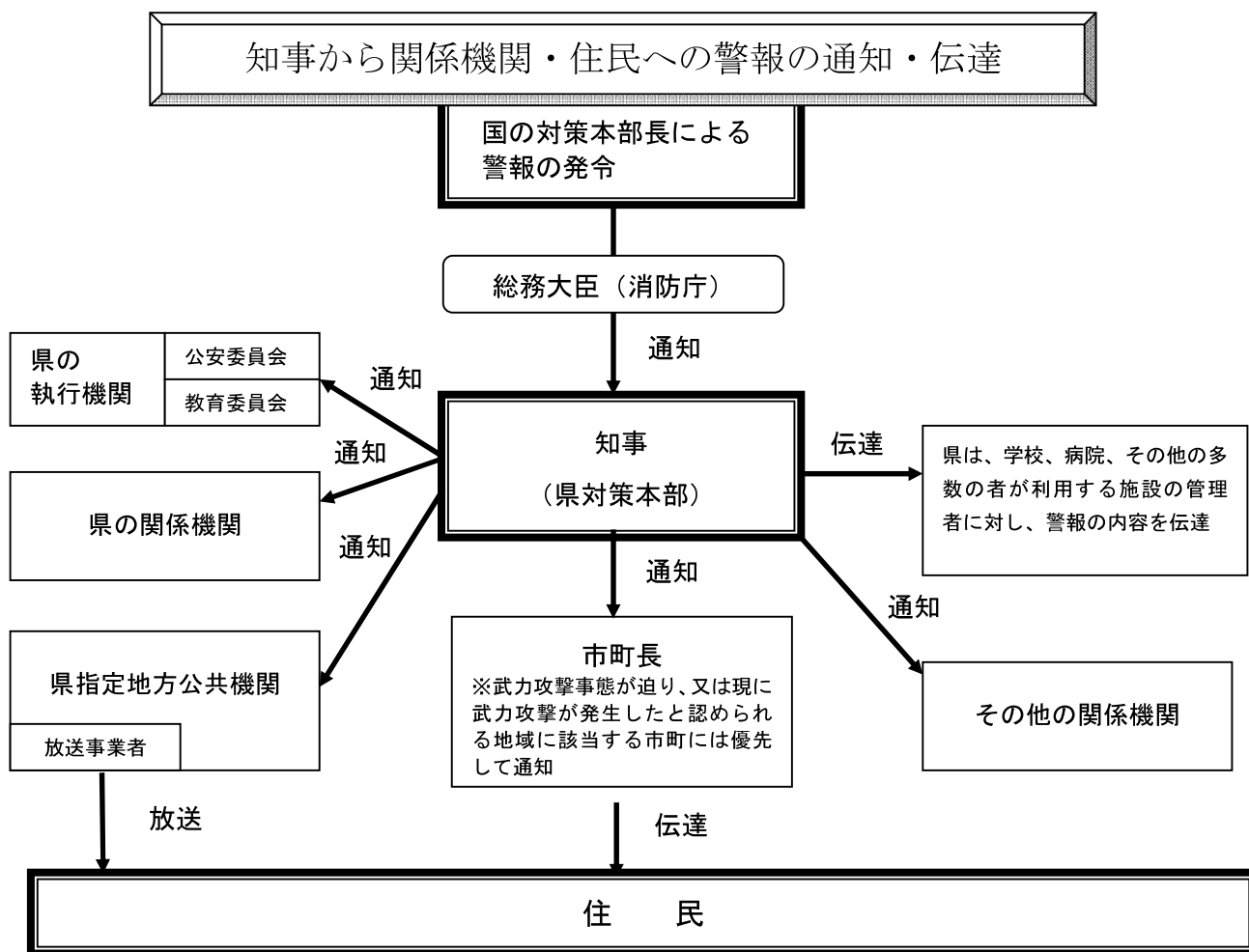
放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送することとされている。

(2) 警報の伝達等

① 学校、病院、その他の多数の者が利用する施設の管理者に対し、第2編第1章第4の2に掲げるところに従って、警報の内容を伝達する。

② 警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>)に警報の内容を掲載する。

③ 県警察は、市町と協力して、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるように図る。



※県は、ホームページ (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>) に警報の内容を掲載（（２）②）

※県警察は、拡声器を活用するなどして警報の伝達に協力（（２）③）

2 市町長の警報伝達の基準

（１）市町長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（自治会等の市町の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。

（２）警報の伝達方法については、当面は、現在市町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。

イ なお、このことは、市町長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼など、防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

(3) 市町長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

(4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。その他は警報の発令の場合と同様とする。

3 緊急通報の発令

(1) 緊急通報の発令

① 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、対処の現場から情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。

② この場合において、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性について十分に勘案した上で発令するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

【緊急通報の内容の一例】

【A県A郡〇〇海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様】

- ・ 〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・ 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・ 〇〇海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・ その他不審者に関する情報等があれば、×01-〇〇02まで電話すること。

(3) 緊急通報の通知方法

緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）。

緊急通報において、特定の地域について武力攻撃災害の予測を示した場合は、当該地域が含まれる市町に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部にその内容を報告する。

(4) 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送することとされている。

第2 避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について、以下のとおり定める。避難の指示を解除したときは、避難の指示に準じて通知等を行う。

1 避難措置の指示

(1) 避難措置の指示を受けた場合等の連絡

- ① 知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちに、その内容を市町長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係地方機関、その他の関係機関に通知する。

- 避難措置の指示の内容（法第52条第2項）
- 一 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
 - 二 住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）
 - 三 関係機関が講ずべき措置の概要

- ② 知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町については、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、それぞれ以下の措置を実施する。

- ① 要避難地域を管轄する場合
避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示
- ② 避難先地域を管轄する場合
避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置
- ③ 通知を受けた場合（①又は②以外の場合）
警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

※ 大規模な着上陸侵攻の場合における避難措置の指示について

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、国の総合的な方針として示されることとなる「避難措置の指示」を踏まえて行うことが基本になる。

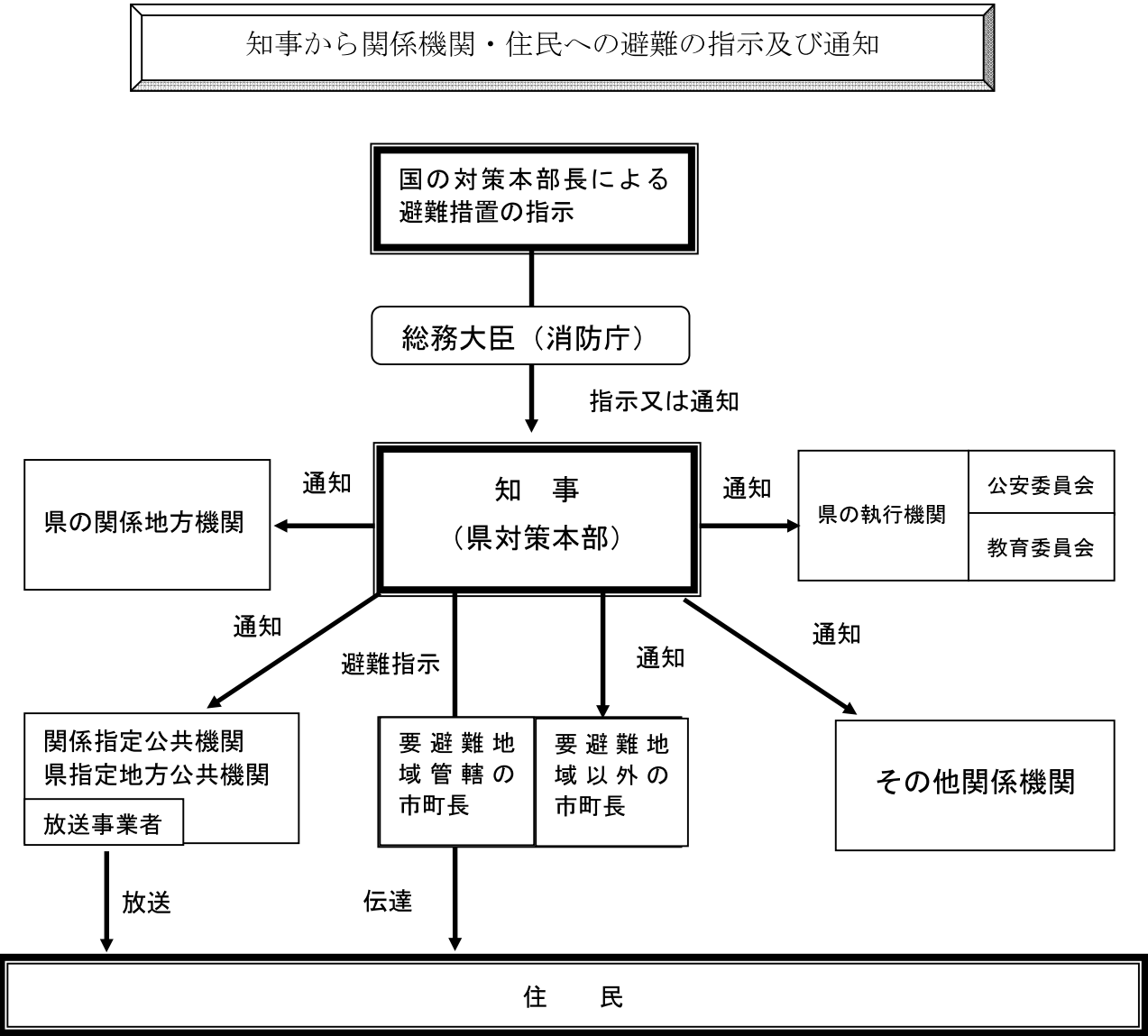
当該避難措置の指示に際して、国の対策本部長は、指示に先だって、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行うこととされており、知事は、国の対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、これらの関連する情報について、消防庁を通じて、国の対策本部長に早急に連絡するものとする。

2 避難の指示

(1) 住民に対する避難の指示

① 知事は、避難措置の指示を受けたときに要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

また、地理的特性等にかんがみ、要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要な場合には、県の判断により、当該住民へも避難の指示を行う。



② 知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸

送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。

【避難の指示に際して調整を要する事項】

- 要避難地域に該当する市町毎の避難住民数の把握
 - ・ 関係市町からの最新の情報の入手
- 避難のための運送手段の調整
 - ・ 運送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法についての調整
 - ・ 県警察との緊急通行車両の確認に係る調整
 - ・ 積雪時において避難経路や交通手段が限定されること等への留意
- 主要な避難経路や交通規制の調整
 - ・ 県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用等に係る調整
 - ・ 道路の状況に係る道路管理者との調整
- 区域内外の避難施設の状況の確認
 - ・ 避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択
(避難施設データベース策定後においては、当該データベースにより条件を検索し、避難施設の候補施設の選定)
- 国による支援の確認
 - ・ 消防庁等を通じて国による支援要請の確認及び調整
 - ・ 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認
 - ・ 防衛省への支援要請
- 市町との役割分担の確認
 - ・ 市町の誘導能力の把握、市町の支援要望の聴取、広域的な調整
- 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
 - ・ 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整
 - ・ 国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応
(必要に応じて、当該指針の内容を踏まえた避難指示の内容の変更等の調整)

- ③ 知事は、避難の指示をする場合において、避難先地域又は受入地域に政令指定都市である広島市が含まれるときは、あらかじめ、広島市長の意見を聴く。

④ 動物の保護等に関する配慮

県は、国（環境省、農林水産省等）が別途示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（例）

広島県知事
○月○日現在

本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

(1) A市AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、○日○時を目途に避難を開始すること

(○○時間を目途に避難を完了)。

・輸送手段及び避難経路

国道○○号よりバス（○○会社、○○台確保の予定）

※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）

※ 細部については、A市の避難実施要領による。

※ A市職員の誘導に従って避難する。

(2) A市BB地区の住民は、B市CC地区を避難先として、○日○時目途に避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

・徒歩により、緊急にDD地区に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

○ 避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。

- ・ 武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
- ・ 当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

(2) 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関による避難の指示の放送

放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送することとされている。

【避難の指示の放送内容について】

放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることにかんがみ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというのではなく、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、その放送の方法については、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

(3) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整

- ① 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。
 - ・ 避難住民数、避難住民の受入予定地域
 - ・ 避難の方法（輸送手段、避難経路） 等
- ② この場合において、大規模な着上陸侵攻に伴う避難については、避難措置の指示に当たって国により実質的な調整が図られることから、都道府県間の協議においては、基本的に個別の地域の避難住民の割当等の細部の調整を図る。
- ③ 知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ県内の市町と協議を行いつつ、県内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速に個別に受入地域を決定し、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。
- ④ 避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、知事は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難の指示の国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

(6) 避難の指示の通知及び伝達

避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする（警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。）。

この場合において、避難先地域を管轄する市町長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

(7) 避難施設の管理者への通知

知事は、管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。

(8) 地域特性等に応じた避難に当たっての留意事項

① 大都市における住民の避難

大都市の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、基本指針においては、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

知事は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待つて対応するものとする。

② 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、知事は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

③ 離島における住民の避難

ア 離島の住民の避難が必要となる場合には、住民の避難のための輸送力の確保に努める必要があることから、知事は、以下の情報について、消防庁又は国土交通省を通じて、国の対策本部に早急に連絡するものとする。

- ・ 避難すべき住民の数、想定される避難方法
- ・ 現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み

イ 運送事業者との連絡調整が円滑に行われるよう国土交通省の必要な支援を得て、知事は、市町と連携しながら、関係する運送事業者と連絡をとり、運送に係る個別の調整を行うものとする。

ウ この場合において、県は、市町と連携しながら、運送手段を効果的に活用できるよう島内の地域を分割して、各地域の避難の時期、避難の方法（一時避難場所や港湾までの運送手段、運送経路等）を定めるものとする。

④ NBC攻撃の場合の住民の避難

知事は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難の指示を行うものとする。さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、知事は、当該避難措置の指示の内容を踏まえ、避難の指示を行うものとする。

⑤ 積雪が多い地域の住民の避難

県及び積雪が多い地域の市町は、積雪時における住民の避難については、次の事項について十分に配慮するものとする。

- ・避難の経路や交通手段が限定され、移動に長時間を要すること
- ・避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いこと

⑥ 自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域の住民の避難

自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、それらの施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、国や市町と平素から密接な連携を図る。また、武力攻撃事態等において県、市町が住民の避難に関する措置を円滑に講ずることができるよう、国は必要な調整を行うものとされており、この調整に基づき必要な措置を講ずる。

⑦ 半島、中山間地域などにおける住民の避難

住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から自家用車等の使用が困難な場合が多いと考えられるところであるが、半島、中山間地域などにおける住民の避難については、知事は、避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、関係県警察の意見を聴いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができるものとする。

(9) 事態の類型に応じた避難に当たっての留意事項

着上陸侵攻及び航空攻撃の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うこととすることが適当である。

このため、この場合には、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

- ② このため、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応をとることとする。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ① 知事は、国の対策本部長による避難措置の指示が行われた場合には、早急に避難の指示を行い、当該要避難地域からの避難を迅速に実施する（この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難措置の指示もあり得る）。
- ② 知事は、ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する（「退避の指示」の例は、第3編第7章第3に記載）。
- ③ 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町と警察、海上保安庁、自衛隊の連携が図られるように広域的見地から市町長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部の連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（例）

本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が、AA地区で発生しました。

AA地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。

BB地区の住民については、市町長による誘導に従い、CC地区へ避難すること。

原則として、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス、福祉車両等により避難すること。

弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。

※ 弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

- ② 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

【避難の指示の内容（例）】

避難の指示（例）

弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。

その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。

次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）

要避難地域に該当するA市AA地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。

弾頭の種類は、〇〇剤と考えられることから、・・・

3 県による避難住民の誘導の支援等

（１）市町長の避難実施要領策定の支援

知事は、市町長から避難実施要領を策定するに当たって意見の聴取を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町長が円滑な避難住民の誘導が行えるよう、

必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 市町長による避難誘導の状況の把握

知事は、避難実施要領の策定後においては、市町長による避難住民の誘導が避難実施要領に従って適切に行われているかについて、市町長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両等による情報収集を行うほか、市町からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 市町長による避難住民の誘導の支援や補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町長に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町長からの要請があった場合についても同様とする。

特に、市町長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

(4) 広域的見地からの市町長の要請の調整

知事は、複数の市町長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など避難誘導に係る資源配分について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

(5) 市町長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合においては、市町長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく所要の避難住民の誘導が市町長により行われなときは、知事は、市町長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合には、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(7) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

(8) 避難住民の運送の求めに係る調整

知事は、市町の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町長による運送の求めが競合した場合又は競合することが予想される場合には、より広域的な観点からそれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、自ら運送の求めを行う。

知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、安全確保のため、当該機関に対し、武力攻撃の状況についての必要な情報の提供を行う。

知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。

(9) 指定公共機関及び指定地方公共機関による運送の実施

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、知事又は市町長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じることとされている。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、避難住民の運送を確保するために必要な措置を講ずることとされている。

(10) 避難誘導を行う県職員による警告等の実施

(3) 及び(5)において、県職員が避難住民を誘導する場合、警察官等が避難誘導する場合と同様に、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

